

中野区の工事入札・契約について
(令和5年4月一部変更)

中野区が令和5年度に公告・公示する工事請負契約及び設計等の委託契約については、原則として次により発注を行います。「1」については、昨年度までの区分を一部変更(改定)していますのでご注意ください。

1 業種ごとの発注形態 (下線部のみ令和5年4月1日改定)

業種	予定価格	発注形態	備考
建築	<u>8,000万円未満</u>	希望制指名競争入札	改定前(令和4年度まで)は、7,000万円未満・以上で区分
	<u>8,000万円以上</u>	一般競争入札 (総合評価方式)	
上記以外の工事	<u>4,000万円未満</u>	希望制指名競争入札	改定前(令和4年度まで)は、3,500万円未満・以上で区分
	<u>4,000万円以上</u>	一般競争入札 (総合評価方式)	
設計・工事監理 地質調査	すべて	希望制指名競争入札	改定なし
	特定案件 ※	一般競争入札 (総合評価方式)	
測量	すべて	希望制指名競争入札	
	特定案件 ※	一般競争入札 (総合評価方式)	

※ 入札参加資格として資格要件及び実績要件を設定する必要がある案件で、事業者の履行計画を確認する必要があるもの(契約課が認めたものに限る)

【改定の背景等】

建設業法施行令が改正・施行され、令和5年1月から、主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限額が引き上げられました(建築一式工事：7,000万円未満から8,000万円未満、その他の工事：3,500万円未満から4,000万円未満)。今回の改定はそれを受け、一般競争入札(総合評価方式)の対象を見直すことにより、希望制指名競争入札の対象範囲を拡大することとしたものです。

2 業種ごとの区内業者制限の設定 (いずれも改定なし)

業 種	予定価格
建築	1億8,000万円 以下
一般土木	1億5,000万円 以下
道路舗装	1億5,000万円 以下
造園	1億円 以下
電気	1億円 以下
給排水衛生・空調	1億円 以下
上記以外の工事	その都度設定
設計・工事監理 地質調査	1,000万円 以下 ※
測量	4,000万円 以下 ※

※ 準区内業者を含む

3 最低制限価格制度における最低制限価格、及び、低入札価格調査制度における調査基準価格 (いずれも改定なし)

(1) 最低制限価格(調査基準価格)の算定基準

(解体工事を除く工事請負契約。解体工事及び業務委託契約について算定基準は非公表)

<p>予定価格の 7.5/10 ~ 9.2/10 の範囲内で 下記(ア)~(エ)の合計額(+消費税)</p> <p>(ア) 直接工事費の97%</p> <p>(イ) 共通仮設費の90%</p> <p>(ウ) 現場管理費の90%</p> <p>(エ) 一般管理費の68%</p> <p>※ 記載のない項目については、その都度判断する</p>

(2) 低入札価格調査制度の失格基準(工事請負契約)

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
解体工事	75%	70%	60%	30%
上記以外の工事	92%	85%	85%	63%

【問合せ先】 中野区 総務部 契約課※ 契約係 (※令和4年度までの「経理課」から名称変更)
電話 03-3228-8903 (直通)